

白老町告示 第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和6年度において、白老町が発注する建設工事又は製造の請負及び物品の買入れ並びにその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札等に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等について、次のとおり定め告示する。

令和5年11月10日

白老町長 大 塩 英 男



1 入札参加資格者に必要な共通的要件

入札参加資格者は、地方自治法施行令で定めるもののほか、消費税及び地方消費税並びに白老町税の未納がない者、白老町契約等に係る暴力団等排除措置要綱に定める暴力団等に該当しない者で、次の「2 契約の種類による要件」に定める当該契約の種類ごとの要件をいずれも満たしているものとする。

2 契約の種類による要件

(1) 建設工事（別表第1に基づく工種区分）の要件

- ①令和6年4月1日現在において、申請する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく許可（以下「建設業許可」という。）を受けてから、引き続き2年以上その建設業を営んでいること。
- ②申請する工種について、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受け、その結果通知を有していること。
- ③「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において、申請する工種の平均完成工事高があること。
- ④健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる場合は除く。

(2) 設計等（別表第2に基づく業種区分）の要件

- ①令和6年4月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ②令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に売上高を有していること。
- ③「測量」を申請する者は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を受けていること。
- ④「地質調査」を申請する者は、地質調査業登録規程による登録を受けていること。
- ⑤「土木設計」を申請する者は、建設コンサルタント登録規程による登録を受けていること。
- ⑥「建築設計」を申請する者は、1級建築士事務所、2級建築士事務所又は木造建築士事務所について、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りでない。（入札参加資

格者は当該登録のある都道府県に所在する建築士事務所となる。)

(3) 印刷物等の製造及び物品の買入れその他(別表第3に基づく取扱業種品目)の資格要件

- ①令和6年4月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- ②令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に仕入高又は実績を有していること。
- ③営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合は、それぞれ所定の許可等を受けていること。
- ④取扱業種品目の大分類「印刷」又は「印章」を申請する者は、印刷機材等を所有していること。
- ⑤取扱業種品目の大分類「業務委託」中「警備」を申請する者は、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による警備業認定を受けていること。
- ⑥取扱業種品目の大分類「業務委託」中「情報処理サービス」を申請する者は、2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(4) 林産物の売り払い及び林産加工製品の売り払いに係る資格要件

- ①令和6年4月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

3 資格の有効期間

(1) 資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

(2) 資格の消滅

入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、有効期間内であっても当該資格者の資格は消滅するものとする。

- ①政令第167条の4第1項に規定する者になったとき。
- ②政令第167条の4第2項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。
- ③営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- ④「2 契約の種類による資格要件」又は「4 (1) 資格要件の特例」に定める要件に該当しなくなったとき。

4 中小企業組合等の取り扱い

(1) 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)については、当該中小企業組合等が次のいずれかに該当するときは、「2 契約の種類による資格要件」に定める営業年数に係る資格要件を適用しない。

- ①経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- ②企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に構成員の過半数が入札参加資格者であるとき。

5 資格審査の申請期間及び申請方法等

(1) 申請期間

- ①建設工事等については、令和5年12月11日(月)から令和6年1月31日(水)まで。
- ②物品購買等については、令和6年1月15日(月)から令和6年1月31日(水)まで。
- ③共同企業体に係る申請時期は、当該共同企業体が結成されたときとする。
- ④特に町長が必要と認めた者に係る申請期間は、町長の指定する日とする。

(2) 申請方法

申請種別によって下記のとおりとする。

建設工事等	物品購買等
インターネットによる電子申請 一般財団法人北海道建設技術センター提供の 「北海道市町村入札参加資格共同審査」 ポータルサイトより電子申請を行うものとする。 URL : https://www.hoctec.info/kyoshin/	下記住所へ郵送申請 〒059-0995 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号 白老町企画財政課 財政契約グループ 宛 ※申請期間の最終日必着とする。

6 入札参加資格者の再審査及び変更届

(1) 再審査が必要なとき

入札参加資格者はその資格有効期間内に、次の各号に掲げる事項に該当したときは、当該入札参加資格者又はその営業を継承した者が、再審査を受けなければならない。

- ①入札参加資格者の事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により移転したとき
- ②中小企業組合等がその構成員を変更したとき（企業組合及び協業組合を除く中小企業組合等にあつては、変更した構成員が入札参加資格者である組合員のときに限る。）

(2) 変更届が必要なとき

入札参加資格者はその資格有効期間内に、次の各号に掲げる事項に該当したときは、競争入札参加資格申請書変更届（入札参加資格共同審査変更様式）又は物品購入等入札参加資格審査申請書の変更届（白老町様式）を提出しなければならない。

- ①住所、商号又は名称、法人の代表者氏名、主たる事業等を変更したとき
- ②許可及び登録等に関する事項に変更があつたとき

別表第1 (「2 (1)」関係)

建設工事の工種区分

番号	区分	番号	区分
1	土木工事	16	ガラス工事
2	建築工事	17	塗装工事
3	大工工事	18	防水工事
4	左官工事	19	内装仕上工事
5	とび・土工・コンクリート工事	20	機械器具設置工事
6	石工事	21	熱絶縁工事
7	屋根工事	22	電気通信工事
8	電気工事	23	造園工事
9	管工事	24	さく井工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	25	建具工事
11	鋼構造物工事	26	水道施設工事
12	鉄筋工事	27	消防施設工事
13	舗装工事	28	清掃施設工事
14	しゅんせつ工事	29	解体工事
15	板金工事		

別表第2 (「2 (2)」関係)

設計等の業種区分

番号	区分
1	測量
2	地質調査
3	土木設計
4	建築設計
5	技術資料作成
6	道路清掃
7	造林

別表第3 (「2 (3) (4)」関係)

取扱業種品目

大分類	中分類	大分類	中分類
1 鉄鋼機械	1 建設用機械 2 農林業用機械 3 その他、修繕	13 燃料、電気、暖房器具	1 石炭、コークス 2 石油製品 3 加工燃料 4 電気 5 暖房器具 6 その他
2 建設・土木資材	1 鉄鋼 2 骨材、セメント 3 木材 4 合成材 5 水道用資材 6 その他		14 衣料
3 電器	1 電気製品 2 放送・電波・通信機器 3 その他の電気機器	15 家具	
4 農林漁業	1 公園園芸資材 2 生花 3 漁具		16 保安防災用品、消防機材
5 医療、理化学	1 医療・理科学機器 2 精密機械器具 3 衛生材料 4 一般薬品 5 化学・工業製品 6 介護・福祉機器類	17 金物雑貨	
6 事務、教材	1 文具 2 事務用機械器具 3 楽器 4 保育用品 5 図書、教材 6 システム・ソフトウェア 7 その他		18 食料品
7 スポーツ、記章	1 スポーツ用品 2 施設遊具 3 記章	19 クリーニング	
8 写真	1 カメラ及び用品 2 D P E 3 特殊写真		20 業務委託
9 印刷	1 一般印刷 2 フォーム印刷 3 特殊印刷 4 複写 5 その他	21 リース、レンタル	
10 印章			22 買取
11 看板		23 その他	
12 車輛	1 自動車 2 特殊車輛 3 架装 4 その他の車輛 5 車輛部品、用品 6 車輛修繕		